

入室児童保護者 各位

越谷市長 高橋 努

小学校の分散授業実施時における学童保育室の運営について

日頃から教育・保育行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、約1カ月半にわたり学童保育室の臨時休業を行ってまいりました。保護者の皆様には、感染拡大を防止するため、これまでにない取組にご協力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、小学校では授業再開にあわせ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、分散授業が実施されます。

つきましては、小学校の分散授業実施時における学童保育室の利用について、下記のとおりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束に向け、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象期間 令和2年6月1日(月)～6月26日(金)

※緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、依然として感染防止の取り組みは必要となります。引き続きのお願いとなりますが、ご家庭での保育が可能な方は利用を自粛するよう要請します。

2 学童保育室の運営

(1) 学童保育室の利用は学校の授業時間に合わせ、原則以下のとおり運営します。

①午前授業に出席する児童

・午前授業終了後(放課後)から学童保育室を利用できます。

②午後授業に出席する児童

・午前中から学童保育室を利用できます。(9時までに入室してください)

・午前中に入室した児童は、学童保育室から学校へ登校します。

・午後授業終了後(放課後)は再度学童保育室を利用できます。(放課後に利用しない児童は、学校から直接帰宅します。)

(2) 持ち物について

・学校での給食提供の有無を確認し、必要に応じてお弁当を用意してください。

・水分補給のため、学童保育室を利用する際は必ず水筒を持参してください。

(3) おやつについて

入室の入れ替わりや、再入室に伴う出欠確認を徹底するため、また、入室児童の状

況に応じたおやつを提供が困難であることから、おやつは各自で持ち込みをお願いします。

なお、感染症予防の観点と食物アレルギーを有する児童へ配慮する必要があることから、児童同士でのおよつの共有（交換）は禁止とさせていただきます。

また、おやつを用意していただくにあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・1日分は100円を目安にご用意ください。
- ・ガム・要冷凍冷蔵の製品・手作りおやつ等は禁止とします。
- ・児童名を記入した袋に1日分のおやつを入れ、封をした状態でランドセル内に入れてください。

3 分散授業実施期間の学童保育室の利用手続について

学童保育室の利用を希望する方は、5月25日（月）～29日（金）に学童保育室へ行き、以下の手続きをしてください。

(1) 「分散登校における学童保育室利用届出書」を学童保育室へ提出

- ・学童保育室の利用予定等を把握するため、週ごとに「利用届出書」を提出してください。
- ・「利用届出書」は提出期限までに学童保育室へご提出ください。
- ・予定を変更する場合は、学童保育室及び学校へ連絡してください。

(2) 早朝保育について

- ・早朝保育を利用する方で登録していない方は「早朝保育利用登録書」を学童保育室または、青少年課へ提出してください。（今年度、既に登録されている方は提出の必要はありません）

※利用手続きに関する書類は学童保育室で配付しています。

問い合わせ

青少年課

Tel 048-963-9158